

漏水による上下水道料金の減額について

◇ 減額のしくみ

公道に埋設されている配水管から分岐した給水管や、ご家庭の水道設備はお客様の財産であり、お客様ご自身で管理・修繕していただくものです。(草加市水道事業給水条例第24条)

水道メーターで計量した水量に漏水が含まれていても、原則としてお客様のご負担となりますが、地中や壁中などの露出していない給水管からの漏水は、お客様が適切に管理していても発見困難などがあります。

漏水の修繕を行い一定の基準を満たすときに限り、使用水量を認定し、上下水道料金を減額するしくみがあります。(給水条例第27条、使用水量の決定に関する要綱第2条第3号)

なお、漏水の修繕にかかる費用は、お客様のご負担となります。

◇ 対象となるもの

・地下漏水(容易に発見できない地中又は壁中の給水管の漏水)で、**草加市指定給水装置工事事業者による修繕を完了**したもの。

※給水装置工事は、市指定の事業者が行うものと規定しています。(給水条例第7条第1項)

◇ 対象とならないもの

- ・草加市指定給水装置工事事業者以外で修繕を行ったとき。
- ・使用者又は第三者の故意又は過失と認められる漏水のとき。
- ・漏水の事実を知らず修繕を怠ったとき。
- ・蛇口、トイレ、給湯器などの給水器具又は給湯管などの故障が原因の漏水のとき。
例) トイレレバー、トイレタンク内ボールタップ故障による漏水は対象となりません。
- ・給水装置工事のしゅん工後1年以内に漏水したとき。
- ・漏水修繕後、1年以内に同一箇所から漏水したとき。

◇ 適用の基準

- ・対象となる料金は、修繕を完了した日の前後2回の定例月分を限度とします。
- ・減額は、対象月の前6か月の平均使用水量、その他を考慮して決定します。
※漏水と推定される水量すべてを減量するのではなく、お客様にも一部ご負担いただきます。
※平均使用水量と対象月の水量を比較して増加が見られないときや、対象月の水量が基本料金の範囲内(2か月で20m³以下)のときは減額となりません。

◇ 提出書類

『水道使用水量認定申請書』に必要事項を記入の上、水道営業課へ提出してください。

注) 記載もれや修繕内容に不明な点があるときは、再度提出をお願いすることがあります。

お問合せ・提出先

草加市上下水道部 水道営業課

〒340-8555 草加市氷川町2118番地5

電話048-927-2220 FAX048-927-1561

(平日8時30分から午後5時)